企画競争提案説明書

令和８年札幌市告示第3561号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

１　告示日

令和８年９月11日

２　契約担当部局

〒060－8611　　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所５階南側）
札幌市まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
担当：工藤、前、大柳
電話：011-211-2692
メールアドレス： ki.downtown@city.sapporo.jp

３　企画競争に付する事項

⑴　役務の名称

令和８年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る検討業務

⑵　目的

本市では、令和８年３月に「第３次都心まちづくり計画」を策定し、都心まちづくりの理念として「世界が憧れ、市民が誇れる、札幌・北海道の都心」を掲げ、その実現に向けて特に注力していく３つの目標の一つに、札幌版の居心地が良く歩きたくなるまちづくりとして「冬でも、誰でも、まち巡りが楽しい都心」を設定している。

目標の実現に向け、同計画では、回遊・滞在機能の強化に向けて検討を進める「主要検討路線」を位置付けており、それぞれの通りに求められる機能や重要度等を踏まえ、市民や地域の関係者等と将来像を共有しながら、取組を検討・推進することとしている。

本業務では、札幌都心ならではの人中心の魅力的なストリートの実現に向け、道路と沿道が一体となった空間形成を目指すにあたり、都心の回遊性や滞在性の向上に寄与するストリートの将来像を検討するとともに、それらを支える機能的な交通環境の構築に向けた検討を行うものである。

⑶　業務内容等

別紙「業務仕様概要」のとおり

⑷　履行期間

契約締結の日から令和９年３月12日（金）まで

⑸　予算額(事業規模)

9,702千円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格ではないことに留意すること。

４　企画競争参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　札幌市競争入札参加資格者であること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

⑸　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5　企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

⑴　本業務に取り組む上での視点等について

本市都心の特徴及び本市の施策等を踏まえ、本業務に取り組むにあたっての全体的な視点や特に重要と考える点、留意すべき点等について提案すること。

⑵　人中心の魅力的なストリートの将来像の提案について

回遊性や滞在性の向上に寄与するストリートの将来像を検討するにあたり、特に重要と考える視点や考え方を提案すること。

また、主要検討路線から２路線程度を例示した上で、各路線における将来像を複数パターン検討する際の考え方について提案すること。

その際、周辺エリアへの波及効果や、別路線に考え方を応用・展開するための視点や考え方についても提案すること。

⑶　交通機能への影響分析及び対応策の提案について

交通機能に与える影響分析の方法について、(2)で例示した路線により具体的に提案すること。

また、エリアの特性を踏まえた対応策を検討する際に特に重要と考える視点や考え方について提案すること。

⑷　ロードマップの提案、概算費用の検討について

将来像の実現に向けたプロセスが具体的かつ現実的なものとなるよう、段階的なプロセスの検討をする際に特に重要と考える視点や考え方について提案すること。

また、概算費用の算出方法について具体的に提案すること。

⑸　業務全体について

ア　本業務のスケジュール案について

本業務を進めるための適切かつ有効なスケジュール案を提案すること。

イ　独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ　過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

6　参加手続き等

⑴　提出期限

令和８年10月１日（木）17時15分まで（送付にあっては必着）

⑵　提出書類

以下のア～カの構成で一式とし、電子データ（PDF形式に限る）を提出すること。様式、用紙の規格、ページ数等は厳守すること。

ア　参加意向申出書（様式１）

イ　業務従事者一覧（様式２）

ウ　類似・関連業務等実績一覧(様式３)
エ　業務体制の概要及び実施方法・スケジュール(様式４)
オ　企画提案書(様式自由、A3横、２ページ以内)
カ　業務費内訳書（積算書）（様式自由、A4縦）

⑶　提出方法

電子媒体（DVD-R等）による提出又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合は、上記２あてに電子メールにて提出することを申し出た上で、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

⑷　提出様式の入手方法

様式については、以下のホームページにて取得可能である。
https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html

⑸　提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

ア　業務従事者一覧について
(ｱ)　今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
(ｲ)　委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
(ｳ)　本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
(ｴ)　業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ　類似・関連業務等実績一覧について
本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ　企画提案書について
企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

エ　その他
(ｱ)　文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
(ｲ)　提案書類の提出は１者につき１案のみとする。
(ｳ)　提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(ｵ)の場合を除く。)は認めない。
(ｴ)　提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
(ｵ)　提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

オ　参考資料
(ｱ)　第３次都心まちづくり計画
https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin3.html
(ｲ)　「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・研究業務」報告書（令和３年度）
https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html
(ｳ)　「令和４年度　居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎調査業務」報告書
(ｴ)　「令和５年度　居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その１）」報告書
(ｵ)　「令和５年度　居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基

礎検討業務（その２）」報告書
(ｶ)　「令和６年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり推進に向けた基本方針等検討業務」報告書
(ｷ)　「令和７年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る計画案等検討業務」報告書
※　参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のある者には、希望に応じて、上記(ｳ)～(ｷ)の資料を上記２の契約担当部局にて閲覧可能とする。

７　提案説明書等に関する質問
⑴　提案説明書等に関する質問書の受付
提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式５）を提出すること。
ア　提出期限
令和８年９月18日（金）12時まで
イ　提出場所
質問書（様式５）について、電子メールにより、上記２に示すメールアドレスに送信すること。なお、メールの件名を「令和８年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る検討業務の質問」とすること。
⑵　質問に対する回答
回答は電子メールにより行う。公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答を以下のホームページに掲載する。
https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html

８　提案書類の審査(契約候補者の選定)
⑴　契約候補者の選定方法
提案書類は、本市関係部局の職員７名からなる「令和８年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る検討業務企画競争実施委員会」において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(満点の６割)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。
⑵　評価基準及び契約候補者の決定にあたっての留意事項
ア　評価は、有効な提案書類(下記９「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。
イ　評価の合計得点が同点の者が２者以上いる場合は、評価の視点⑵の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
ウ　有効な提案書類を提出した提案者が１者であった場合には、ヒアリング審査の結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

評価の視点	配点
⑴　本業務に取り組むうえでの視点等について	
・本業務に取り組むにあたっての全体的な視点や特に重要と考えられる点、留意すべき点等について、本市都心の特徴及び本市の施策等を踏まえた適切な提案となっているか。	10
⑵　人中心の魅力的なストリートの将来像の提案について	

	・回遊性や滞在性の向上に寄与するストリートの将来像を検討する際に特に重要と考える視点や考え方について、適切な提案となっているか。 ・将来像の複数パターンの考え方が、本市都心の特徴や本市の冬季を踏まえた具体的かつ適切な提案となっているか。 ・周辺エリアへの波及効果や、別路線への展開性を見据えた視点や考え方が、適切な提案となっているか。	25
⑶ 交通機能への影響分析及び対応策の提案について		
	・交通機能に与える影響分析の方法について、具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。 ・エリアの特性を踏まえた対応策を検討する際に特に重要と考えられる視点や考え方について、適切な提案となっているか。	15
⑷ ロードマップの提案、概算費用の検討について		
	・将来像の実現に向けたプロセスが具体的かつ現実的なものとなるよう、段階的なプロセスの検討をする際に特に重要と考える視点や考え方について適切な提案となっているか。 ・概算費用の算出方法について、具体的かつ適切な提案となっているか。	20
⑸ 業務全体について		
	1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	10
	2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	10
	3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	10
合計		100

⑶　審査方法

ア　一次審査

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、下記イの審査（ヒアリング審査）の前段において、有効な提案書類をもとに評価し、上位と評価された３者を、下記イの審査（ヒアリング審査）対象者として選定する。ただし、審査対象者が５者以下にあっては、一次審査を省略し、審査（ヒアリング審査）に移行する。この場合は、提案者全員に別途連絡する。

一次審査の結果、最終審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、疑義申立てを書面（様式自由）により求めることができる。

イ　最終審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ｱ)　開催場所及び方法

審査対象者に対し別途（開催時期は令和８年10月上旬を予定）通知する。

(ｲ)　留意事項

ａ　審査（ヒアリング審査）においては、一次審査の結果は持ち越さない。

ｂ　ヒアリングの際に使用する資料等は、上記６(2)に基づき提出された提案書類のみとする。

ｃ　出席者は３名までとし、そのうちの１名は業務履行終了までの間の本市との

連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること。

ｄ　ヒアリングは１提案者あたり25分(説明15分＋質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。

ｅ　ヒアリングにあたっては、提案者名の商号等を伏せて匿名で行うため、提案書類の提案者名を黒塗りするなど必要な措置を行っていることに留意すること。

⑷　選定結果の通知

上記⑴～⑶に基づき契約候補者を選定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記⑵に基づく採点その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して３日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は６⑶と同じ。)ができる。

９　提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

⑴　本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第２号(押印部分を除く。)及び第４号から第７号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案

⑵　積算額(参考見積額)が上記３⑸の予算額(事業規模)を超える提案

⑶　ヒアリングに出席しなかった者がした提案

⑷　提出書類に虚偽の記載をした者がした提案

⑸　上記７(1)の提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記４の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10　提案書類の取扱い

⑴　提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。

⑵　提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。

⑶　提出された書類は返却しない。

⑷　著作権等に関する事項

ア　企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ　札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ　提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ　企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11　契約手続き

上記８に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

⑴　契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

⑵　見積書の提出

上記⑴の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

⑶　契約の締結

上記⑵に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額であるときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

⑷　役務契約に係る標準契約約款

別添参照

⑸　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の額（免除規定を適用する場合有り）

⑹　個人情報取扱管理基準の適合審査

本業務は個人情報を取扱うため、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられていると言える場合には適合と判断することがある。

12　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

⑵　異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。